

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業管理課)	78
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	79
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	79
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	80
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	80
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	81
○森林法による通知に代える公示 (2件) (治山課)	82
○道路の供用の開始..... (維持管理防災課)	82
○土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	82
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課)	83
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 (5件) 86	86
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 93	93
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件) 93	93
道立緑ヶ丘病院告示	
○特定調達契約に係る入札の公告..... 96	96

告 示

北海道告示第57号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。
なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の適用を受ける。

平成29年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称 (1リットル当たりの単価) 及び調達予定数量

船舶用燃料及び潤滑油

ア A重油 J I S 1種2号	709,000リットル
イ 軽油 J I S 2号	894,000リットル
ウ 潤滑油	
(ア) シェルリムラF B30又は同等品	19,000リットル
(イ) シェルガデニヤ40又は同等品	13,000リットル

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和50年法律第96号) 第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
(5) 船舶用燃料及び潤滑油は、次に掲げる港で給油可能 (代行給油を含む。) なこと。
 稚内港、小樽港、函館港、室蘭港、浦河港、十勝港、釧路港、花咲港、根室港及び網走港
(6) A重油と軽油の給油に際しては、1回の給油量が3,000リットル以上可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年2月3日 (金) から同月21日 (火) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律178号) に規定する休日を除く。) の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎7階 共用B会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課）

(2) 入札日時 平成29年3月17日（金）午後2時（送付による場合は、同月16日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5486

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Fuel and lubricant for marine engine, a unit price per liter

a Fuel oil A (JIS class 1, No.2) 709,000 liters

b Gas oil (JIS No.2) 894,000 liters

c Lubricant (Shell Rimura FB30 or equivalent) 19,000 liters

d Lubricant (Shell Gadinia 40 or equivalent) 13,000 liters

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 17, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 16, 2017)

C Contact : Fisheries Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5486

北海道告示第58号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字豊郷934（次の図に示す部分に限る。）、

60

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する予定である。

平成29年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町瓜幕西30線21の13・21の14・22の4・22の5（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 余市郡仁木町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 十勝郡浦幌町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 魚つき

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

別海町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市・茅部郡森町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
函館市・森町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市・茅部郡森町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
函館市（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡森町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第62号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成29年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡倶知安町（次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
倶知安町（次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 雨竜郡北竜町・増毛郡増毛町・足寄郡足寄町・標津郡中標津町（国有林。以上4町について次の図に示す部分に限る。）、虻田郡喜茂別町・夕張郡栗山町・北竜町・増毛町・留萌郡小平町・勇払郡むかわ町・沙流郡日高町・中川郡池田町・本別町・足寄町（以上10町について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

増毛町・足寄町・中標津町（国有林。以上3町について次の図に示す部分に限る。）・喜茂別町・栗山町・北竜町・増毛町・小平町・むかわ町・日高町・池田町・本別町・足寄町（以上10町について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 小樽市・根室市・茅部郡森町・二海郡八雲町・島牧郡島牧村・増毛郡増毛町・標津郡中標津町（国有林。以上2市4町1村について次の図に示す部分に限る。）・八雲町・夕張郡栗山町・島牧村・増毛町・留萌郡小平町・沙流郡日高町（以上5町1村について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第63号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定による保安林の指定の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。

平成29年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成29年北海道告示第38号
- 2 所在が不明な者 佐々木 壽一

北海道告示第64号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成29年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第12号
- (2) 所在が不明な者 岸本 和江
- (3) 掲示場所 網走市役所
- 2(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第12号
- (2) 所在が不明な者 川上 由吉、田中 勝博
- (3) 掲示場所 増毛町役場
- 3(1) 通知の内容 平成29年北海道告示第12号
- (2) 所在が不明な者 大野 孝浩
- (3) 掲示場所 足寄町役場

北海道告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 近文停車場線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	旭川市旭町2条14丁目297番265地先から 同市旭町2条13丁目98番61地先まで	平成29. 1.27 午前11時
道道 礼文島線 北海道宗谷総合振興局 稚内建設管理部	礼文郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ1090番1地先から 同郡礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ1091番1地先まで	平成29. 1.27

北海道告示第66号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
松前原口（I-2-328-1366）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡松前町字原口（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
松前茂草2（Ⅰ-2-317-1355）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
松前郡松前町字茂草（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
セパウン川（Ⅰ-63-0160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
利尻郡利尻町仙法志字本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第67号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年1月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前原口1（Ⅱ-2-220-1003）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字原口（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前原口2（Ⅱ-2-221-1004）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字原口（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前原口3（Ⅰ-2-327-1365）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字原口（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前原口4（Ⅰ-2-329-1367）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字原口（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前原口5（Ⅰ-2-330-1368）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字原口、神山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前神山1（Ⅱ-2-222-1005）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字原口、神山（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前神山2 (Ⅱ-2-223-1006)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字神山 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前神山3 (Ⅲ-2-76-457)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字神山 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 八幡神社沢川 (Ⅰ-22-0010)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字原口 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前静浦1 (Ⅰ-2-315-1353)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字静浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前静浦2-(1) (Ⅰ-2-313-1351)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字静浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前静浦2-(2) (Ⅰ-2-314-1352)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字静浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前静浦3 (Ⅱ-2-208-991)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字静浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前静浦4 (Ⅰ-2-311-1349)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字静浦、赤神 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前静浦5 (Ⅰ-2-312-1350)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
--	--

<p>松前郡松前町字静浦（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前静浦6（Ⅱ-2-209-992）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字静浦（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前静浦7（Ⅱ-2-210-993）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字静浦、茂草（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前茂草1（Ⅲ-2-65-446）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字茂草（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前茂草3（Ⅰ-2-316-1354）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字静浦、茂草（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前二越3（Ⅱ-2-219-1002）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字二越（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻政泊1（Ⅰ-6-65-2400）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻町仙法志字政泊（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻政泊2（Ⅰ-6-66-2401）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻町仙法志字政泊（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻政泊3（Ⅱ-6-38-1763）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻町仙法志字政泊（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	---

<p>利尻本町（Ⅰ－６－６７－２４０２）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻町仙法志字本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 利尻元村３（Ⅲ－６－１６－６１３）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 利尻郡利尻町仙法志字御崎（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p>	<p>234条の３に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除する旨の特約を付している。</p> <p>(4) 納入場所 入札説明書による。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。</p> <p>(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。</p> <p>(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。</p> <p>(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。</p> <p>(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。</p> <p>3 条件付一般競争入札参加資格の審査</p> <p>(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。</p> <p>ア 申請の時期 平成29年1月27日（金）から同年2月15日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。</p> <p>ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-0042 岩見沢市北2条西12丁目1番7号 北海道空知総合振興局森林室管理課</p> <p>(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。</p> <p>4 契約条項を示す場所 北海道空知総合振興局森林室管理課</p> <p>5 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入札場所 岩見沢市北2条西12丁目1番7号 北海道空知総合振興局森林室2階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-0042 岩見沢市北2条西12丁目1番7号 北海道空知総合振興局森林室</p>
--	--

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年1月27日

北海道空知総合振興局長 金田 幸一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
- ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式
- イ 調達台数及び調達予定数量 1台及び1月当たりカラー 9,300枚
モノクロ13,200枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成29年4月3日から平成34年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第

管理課)

- (2) 入札日時 平成29年3月1日(水)午前11時(送付による場合は、2月28日(火)までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成28年7月8日付け北海道空知総合振興局告示第19号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道空知総合振興局森林室のホームページ(http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/kr_buppin_nyuusatu.htm)においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
有効な入札をした者のうち、全ての入札金額(単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額(単価)に、1枚当たりの入札金額(単価)に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道空知総合振興局森林室管理課
- (2) 所在地 郵便番号 068-0042 岩見沢市北2条西12丁目1番7号

(3) 電話番号 0126-22-1155

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of a Digital Multifunction Color Copier 1 set
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 1, 2017
(If mailed, bids must arrive no later than February 28, 2017)
- C Contact : Management Division, Office of Forestry Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 2-jo Nishi 12-chome, 1-7, Iwamizawa, Hokkaido 068-0042 Japan
Phone : 0126-22-1155

北海道空知総合振興局告示第2号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成29年1月27日

北海道空知総合振興局長 金田 幸一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)及び数量等
- ア デジタルカラー複写機等(プリンタ・スキャナ機能付き)の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙を除く。))の供給を含む。)一式
- イ 調達台数及び調達予定枚数 8台及び1月当たりモノカラー 8,000枚
フルカラー 45,000枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契約期間 平成29年4月3日から平成34年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借(複写機)の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年1月27日（金）から同年2月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2-1
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2-1 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2-1 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成29年3月3日（金）午前10時（送付による場合は、同月2日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成28年7月8日付け北海道空知総合振興局告示第19号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ（<http://www.sorachipref.hokkaido.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目2-1

(3) 電話番号 011-561-0383

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copying machine (color copier with color printer and color scanner function) 8 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 3, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than March 2, 2017)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan

北海道空知総合振興局告示第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年1月27日

北海道空知総合振興局長 金田 幸一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 入札番号1 複写機等の賃貸借

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定枚数 3台及び1月当たり 58,535枚

イ 入札番号2 複写機等の賃貸借

(ア) 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

(イ) 調達台数及び調達予定枚数 8台及び1月当たり 174,427枚

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成29年4月3日から平成34年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年1月27日（金）から同年2月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目
北海道空知総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局4階講堂（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課）

(2) 入札日時 平成29年2月28日（火）午後1時30分（送付による場合は、同月27日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成28年7月8日付け北海道空知総合振興局告示第19号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合

う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札者の決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、調達台数に係る1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- | | | |
|-------|---|----------------------------|
| (1) 名 | 称 | 北海道空知総合振興局総務課 |
| (2) 所 | 在 | 地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 |
| (3) 電 | 話 | 番 号 0126-20-0022 |

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of copying machine 3 sets
- b Lease of copying machine 8 sets

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 28, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., February 27, 2017)

C Contact : Administration Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan
Phone : 0126-20-0022

北海道渡島総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年1月27日

北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 名 称 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 一式

イ 調達台数及び調達予定数量

- (ア) 1台及び1月当たり1,200枚（函館建設管理部事業室）
 - (イ) 1台及び1月当たり 400枚（函館建設管理部事業課2階）
 - (ウ) 1台及び1月当たり1,000枚（函館建設管理部事業課1階）
 - (エ) 1台及び1月当たり 200枚（函館建設管理部松前出張所）
 - (オ) 1台及び1月当たり 100枚（函館建設管理部松前出張所知内事業所）
 - (カ) 1台及び1月当たり 700枚（函館建設管理部八雲出張所）
 - (キ) 1台及び1月当たり 300枚（函館建設管理部江差出張所）
 - (ク) 1台及び1月当たり 100枚（函館建設管理部奥尻出張所）
 - (ケ) 1台及び1月当たり 300枚（函館建設管理部今金出張所）
- (ア)から(ケ)までについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速な点検及び調整並びに消耗品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年1月27日（金）から同年2月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成29年2月28日（火）午後3時（送付による場合は、同月27日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成28年4月26日付け北海道渡島総合振興局告示第57号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合

う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9608

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of copying mashine No.1 set
- b Lease of copying mashine No.2 set
- c Lease of copying mashine No.3 set
- d Lease of copying mashine No.4 set
- e Lease of copying mashine No.5 set
- f Lease of copying mashine No.6 set
- g Lease of copying mashine No.7 set
- h Lease of copying mashine No.8 set
- i Lease of copying mashine No.9 set

B Bid tendering date and time : 3:00 P.M., February 28, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than February 27, 2017)

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional

Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima
General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16,
Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9608

北海道上川総合振興局告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年1月27日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年3月31日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年1月27日（金）から同年2月28日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 070-0040 旭川市10条通11丁目
北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 郵便番号 070-0040 旭川市10条通11丁目 北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室（送付による場合も同じ。）
- (2) 入札日時 平成29年3月9日（木）午前10時30分（送付による場合は、同月8日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/hk/cuo>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室地域支援課
 (2) 所 在 地 郵便番号 070-0040 旭川市10条通11丁目
 (3) 電 話 番 号 0166-23-8195

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car 1
 B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., March 9, 2017
 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 8, 2017)
 C Contact : Community Support Section, Child Consultation Office, Department of Health and Environmental Affairs, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 10-jo-dori 11-chome, Asahikawa, Hokkaido 070-0040 Japan
 Phone : 0166-23-8195

北海道十勝総合振興局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年1月27日

北海道十勝総合振興局長 梶 田 敏 博

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 除雪トラック (10 t 級専用車) 1台
 2 落札を決定した日
 平成28年12月21日
 3 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏 名 UDトラックス道東株式会社
 (2) 住 所 帯広市西21条北1丁目3番12号
 4 落札金額
 40,284,000円
 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 6 一般競争入札の公告
 平成28年11月8日付け北海道十勝総合振興局告示第106号
 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の適用を受ける。

平成29年1月27日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称 (1リットル当たりの単価) 及び調達予定数量

ア	A重油 (A地区) (J I S 1種1号)	225,000リットル
イ	A重油 (B地区) (J I S 1種1号)	200,000リットル
ウ	A重油 (C地区) (J I S 1種2号)	229,000リットル
エ	A重油 (D地区) (J I S 1種2号)	278,000リットル
オ	A重油 (E地区) (J I S 1種2号)	259,000リットル
カ	A重油 (F地区) (J I S 1種2号)	283,000リットル
キ	A重油 (G地区) (J I S 1種2号)	298,000リットル
ク	A重油 (H地区) (J I S 1種2号)	254,000リットル
ケ	A重油 (I地区) (J I S 1種2号)	244,000リットル
コ	A重油 (J地区) (J I S 1種2号)	284,000リットル
サ	A重油 (K地区) (J I S 1種2号)	283,000リットル
シ	A重油 (L地区) (J I S 1種2号)	378,000リットル
ス	A重油 (M地区) (J I S 1種2号)	228,000リットル
セ	A重油 (N地区) (J I S 1種2号)	286,000リットル
ソ	A重油 (O地区) (J I S 1種2号)	207,000リットル
タ	A重油 (P地区) (J I S 1種2号)	277,000リットル

アからタまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 (3) 契 約 期 間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入 (暖房燃料) の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和50年法律第96号) 第27条第1項に定める石油

販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年1月27日（金）から同年3月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館 9階第3研修室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入札日時 平成29年3月16日（木）午前10時（送付による場合は、同月15日（水）午後5時までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電話番号 011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1) Approximately 225,000 liters
b Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.1) Approximately 200,000 liters
c Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 229,000 liters
d Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 278,000 liters
e Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 259,000 liters
f Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 283,000 liters
g Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 298,000 liters
h Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 254,000 liters
i Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 244,000 liters
j Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 284,000 liters
k Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 283,000 liters
l Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 378,000 liters
m Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 228,000 liters
n Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 286,000 liters
o Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 207,000 liters
p Fuel oil A (JIS CLASS 1, No.2) Approximately 277,000 liters

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 16, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 15, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年1月27日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア 灯油（A地区）（J I S 1号）	60,400リットル
イ 灯油（B地区）（J I S 1号）	84,700リットル
ウ 灯油（C地区）（J I S 1号）	71,800リットル
エ 灯油（D地区）（J I S 1号）	65,300リットル
オ 灯油（E地区）（J I S 1号）	87,200リットル
カ 灯油（F地区）（J I S 1号）	60,700リットル
キ 灯油（G地区）（J I S 1号）	81,700リットル
ク 灯油（H地区）（J I S 1号）	68,500リットル
ケ 灯油（I地区）（J I S 1号）	52,700リットル
コ 灯油（J地区）（J I S 1号）	35,900リットル
サ 灯油（K地区）（J I S 1号）	29,600リットル
シ 灯油（L地区）（J I S 1号）	34,900リットル

アからシまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年1月27日（金）から同年3月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階第3研修室
（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 平成29年3月16日（木）午前11時（送付による場合は、同月15日（水）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5872

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 60,400 liters
- b Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 84,700 liters
- c Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 71,800 liters
- d Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 65,300 liters
- e Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 87,200 liters
- f Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 60,700 liters
- g Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 81,700 liters
- h Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 68,500 liters
- i Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 52,700 liters
- j Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 35,900 liters
- k Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 29,600 liters
- l Kerosene (JIS CLASS No.1) Approximately 34,900 liters

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 16, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 15, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

道立緑ヶ丘病院告示

北海道立緑ヶ丘病院告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年1月27日

北海道立緑ヶ丘病院長 東 端 憲 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 北海道立緑ヶ丘病院庁舎清掃洗濯電話交換業務 一式
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除できる旨の特約を付している。
(4) 履行場所 北海道立緑ヶ丘病院

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年告示第18号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 平成27年1月1日以降、道の庁舎等清掃業務の受注実績がある場合にあつては、資格審査を申請する日までに業務改善命令等（委託料の減額を含む。）を受けていないこと。
(5) 一般財団法人医療関連サービス振興会が行う医療関連サービスマーク（院内清掃）の認定を受けている者であること。
(6) 電話交換業務の実務経験を1年以上有する者を常時配置できること。
(7) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、131床以上の病床を有する病院で、1年間以上清掃業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(7)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成29年1月30日（月）から同年3月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-0334 河東郡音更町緑が丘1番地
北海道立緑ヶ丘病院庶務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道立緑ヶ丘病院庶務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院2階研修室
(送付による場合は、郵便番号 080-0334 河東郡音更町緑が丘1番地 北海道立緑ヶ丘病院庶務課)

(2) 入札日時 平成29年3月14日(火)午前10時(送付による場合は、同月13日(月)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道立緑ヶ丘病院のホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/mgb/index.htm>)においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道立緑ヶ丘病院庶務課

(2) 所在地 郵便番号 080-0334 河東郡音更町緑が丘1番地

(3) 電話番号 0155-42-3377

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Cleaning, laundry, and telephone exchange services in the Hokkaido Midorigaoka Hospital

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 14, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than March 13, 2016)

C Contact : General Affairs Division, Hokkaido Midorigaoka Hospital, Midorigaoka 1, Otofuke-cho, Kato-gun, Hokkaido 080-0334 Japan

Phone : 0155-42-3377